

ノ後會社ハ鍛工科ノ制度改正ニ就テ考究中ナリシカ
本月二十八日長島國之助外五名ノ労働者代表ヲ招キ
尤記改正案ヲ示シタルニ全員異議ナク承認シ二十九
日ヨリ実行セリ

記

- 一、鍛工科ノ現行親方請負制度ハ明二十九日ヨリ之ヲ
廃止シ所属従業員ヲ數組ニ分テ聯合請負トスルコト
 - 二、現在繼續中ノ諸工事ハ凡テ今ニテ二十八日ヲ以テ親方
請負ヲ打切り精算スルコト
 - 三、誓約書ヲ提出シアル従業員ハ會社直屬ノ従業員ト
シ其ノ勤續年數ハ既報ノ分ヲモ加算スルコト
但シ誓約書提出シテラザル者(六名)ニ對シテハ
本日ヨリ會社僱員ト認ムルコト
- 右及申(通)報候也

勞務第一四五七號

昭和四年八月六日

警視總監 九山 鶴 吉



内務大臣 安達謙藏 殿
社會局長 官 殿
大阪府知事 殿

669

東洋金網製造株式會社従業員ノ罷業ニ關スル件

要旨 會社、合併ニ際シ功勞金ヲ給予ナキヲ不服トシ労働者一部罷業シタルニ
由リ之ヲ業條件就業ス

標記工場労働者ハ功勞金給與ノ問題ニ關シ罷業ヲ爲シ